

I 土佐希望の家分校の教育

1 本校の概要

本校は肢体不自由者のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校で、土佐希望の家医療福祉センターに隣接しています。児童生徒は、施設から登校する通学生、体調に配慮して施設内で学習するベッドサイド生、家庭から登校する通学生、訪問教育を行う訪問生が在籍しており、ほとんどの児童生徒が、重度重複障害を有しており、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が増えてきています。

本校に在籍する児童生徒は、体調管理に十分な配慮をしながら、安全で楽しい学校生活を送るための支援を行い、一人一人がもてる力を最大限発揮し、学ぶ楽しさや生きる喜びを感じながら生きる力を培うことをめざして、個々に応じた指導支援を行っています。

2 本校の教育課程について

本校は重度重複障害者等に関する教育課程の取扱い(特別支援学校学習指導要領総則 H29年4月告示)により、教育課程を編成しています。

特別支援学校小学部中学部学習指導要領

第1章第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階)又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

(4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。

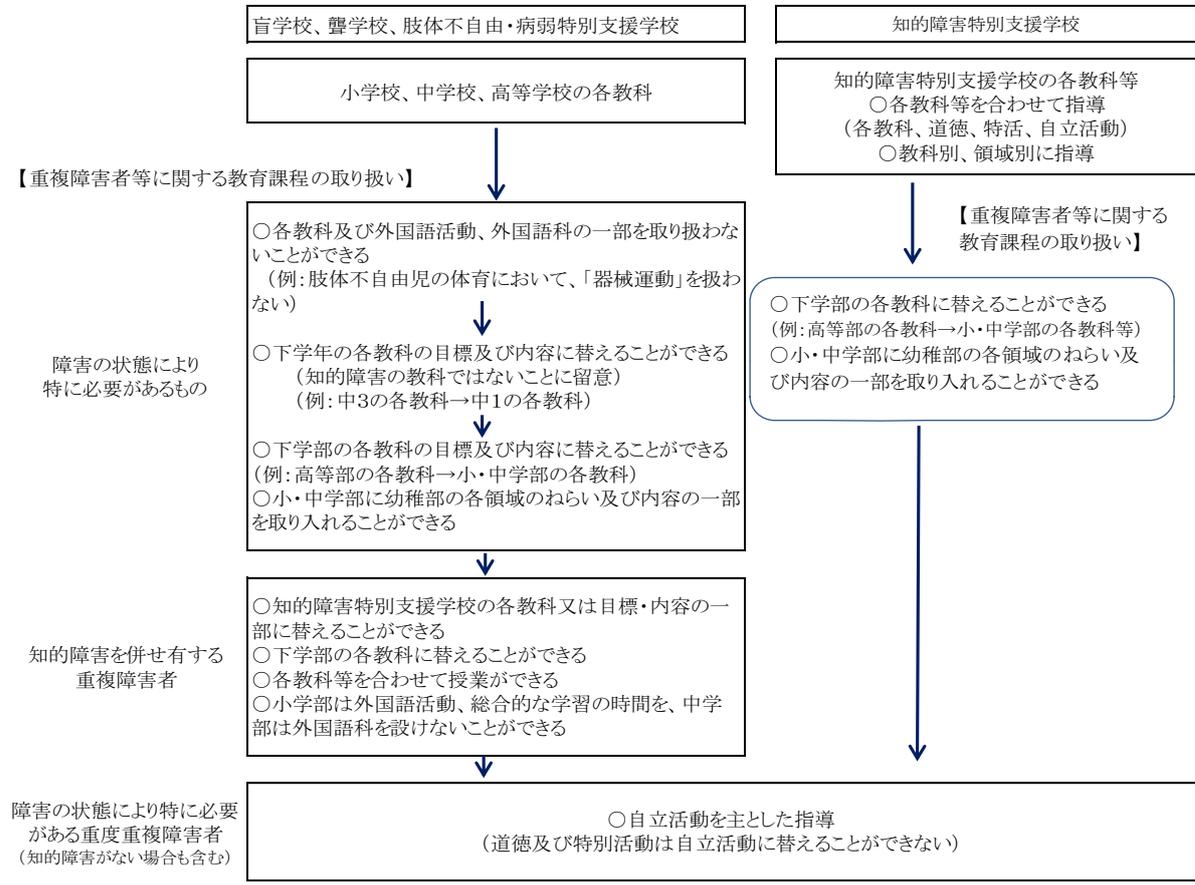
(5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

(6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領 第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。
- 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から4に示すところによることができるものとする。
- 6 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

本校では、児童生徒の実態に応じて自立活動を主とする教育課程A、知的障害者である児童生徒に対する教育課程B～E、訪問教育を編成しています。



平成29年度から、すべての教育課程で国語、算数、数学などの教科指導を重視し、系統的に学ぶことができる教育課程について協議を進め、平成30年度から下記の表の考え方に沿って教育課程を編成し実施しています。

本校では、授業の1単位時間を35分に設定し、児童生徒の実態に応じて学習内容や授業の時間配分を調整しながら必要な指導、支援を行っています。また、訪問教育は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行うものです。訪問教育の授業は1単位時間を30分に設定し、1回2時間(4単位時間)を標準とし、週当たりの訪問回数及び各教科・領域の時間の内訳は児童生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して設定しています。また、児童生徒の実態に応じてスクーリングを行うことができます。

《本校の教育課程の考え方》

A	合わせた指導・合科	道徳	特活	自立活動		
B	合わせた指導			自立活動		
C	時間の指導 【国・算・(数)・音】	合わせた指導		特活	自立活動	
D	時間の指導 【国・算・(数)・音・体(保体)】		合わせた指導	特活	自立活動	
E	時間の指導 【各教科】			合わせた指導	特活	自立活動

※訪問教育の教育課程は、児童生徒の実態に応じてA～Eの教育課程を選択する。

3 自立活動について

(1) 自立活動とは

小・中学校等における教育は児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められており、心身の発達段階に即して選定・配列された教育内容を学習することで、人間として調和のとれた成長が期待されます。しかし、障害のある児童生徒は、障害があるために日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達段階等を考慮した学習だけでは不十分になります。そのために個々の障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るための学習＝自立活動が必要となります。

目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。(特別支援学校学習指導要領 H29年4月告示)

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。(特別支援学校学習指導要領 H29年4月告示)

学校における自立活動の指導は「自立し社会参加する資質を養うため」に行います。「自立し社会参加する資質」とは児童生徒がそれぞれの障害や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味しています。

(2) 自立活動の指導にあたって

児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にする必要があります。また、自立活動の指導は自立活動の時間の指導と学校の教育活動全体を通じて行うものです。自立活動の目標及び指導内容について、自立活動の時間だけではなく、各教科等にも相互に関連付け、具体的に指導内容を設定しておくことが必要です。

自立活動の指導は個別の指導計画に基づいて行われます。個々の児童生徒の実態把握に基づき長期的及び短期的な観点から目標(ねらい)を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画を作成します。作成された計画に基づいた実践では計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進めます。

的確な実態把握

自立活動の取組は、個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握することが大切です。児童生徒のこれまで得た情報を整理分類して自立活動の6区分に即して整理し、その各視点からどのように影響しあっているのかを分析します。

【実態把握を行う際の留意点】

- 総合的な把握:様々な要素の関連を考慮しながら、生活全体の中で総合的に把握する。
- 児童生徒の視点を考慮:観察した事実や聴取した情報を本人の視点で理解しようとする姿勢が大切。
- 多面的な理解:児童生徒の行動観察等から得られた情報を複数の教員で検討したり、医師やその他の専門家と連携したりすることが必要です。

目標設定

一人一人の実態を的確に把握して、個に応じた指導の目標を明確にします。そして、その実現のために自立活動の6区分の内容の中から、それぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら 長期的及び短期的な観点から指導目標を設定することになります。自立活動の内容は、抽象的に示されていますが、目標を設定する際には、それをもとに、より具体的な目標を設定することが求められます。さらには、その中身は教科のように明確な順序が示されているわけではありませんが、その指導については、段階的、系統的であって、評価ができる明確な目標設定になるようにします。

本校では、本人、保護者の願いを聞き、個別の教育支援計画に3年後を見据えた長期目標を設定し記載しています。そして、その長期目標を達成するために必要な中心的な目標を設定し、個別の指導計画の「本年度の目標」に記載しています。目標設定にあたっては児童生徒の将来の可能性を広い視野から見通した上で、現在の発達段階において育成すべき具体的な指導の目標と指導内容を選定し、重点的に指導することが大切です。

【本年度中心となる目標設定をする際のポイント】

- ① 今年度の目標との関連性を確認する。(段階的、系統的なつながり)
- ② 児童生徒の視点に立って設定する。(主語は児童生徒)
- ③ 肯定的な目標にする。
(マイナス面の修正だけでなく、そのことで期待される別の行動を明確にする。)
- ④ 一つの目標に含める内容は一つにしぼる。

指導内容の設定

個々の児童生徒に長期的及び短期的な観点から目標(ねらい)を定め、その達成のために必要な指導内容を段階的に取り上げます。自立活動の指導にあたっては、学習指導要領に示されている自立活動の内容【別表】から必要な項目を選定し、それぞれを相互に関連付けて一人一人にとって適切な指導内容を工夫する必要があります。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、児童生徒と教員が一对一で指導することが基本になっています。目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられますが、最初から集団で指導することが前提とするものではない点に十分留意することが重要です。

【指導内容を設定する際の考慮すること】

- ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

評価と改善

計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになります。そのため、児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図るようにしましょう。目標を達成するための学習は一定期間にわたって行われますが、その間においても児童生徒が目標に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、学習状況を評価し、指導の改善に日頃から取り組むことが必要です。

評価にあたっては、目標に対してどの程度の到達度であったか、その分析と指導を省み考え、再度指導目標の設定に立ち返ることが必要です。児童生徒の状況によっては、学期の途中であっても、目標設定の変更が必要となる場合もあります。教員間で協議し、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部専門家や保護者等と連携を図っていくことも必要です。

【別表】 自立活動の内容（特別支援学校学習指導要領H29. 4月告示より）

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
	(4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。
	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
	(4) 身体の移動能力に関する事。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2) 言語の受容と表出に関する事。
	(3) 言語の形成と活用に関する事。
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

参考・引用文献

特別支援学校学習指導要領 文部科学省(平成29年4月告示)

特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 文部科学省(平成21年)

障害の重い子どもの指導Q&A 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会編著 ジアース社 (平成23年)

自立活動ガイドブック 第4版 広島県立福山特別支援学校(平成24年)

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 文部科学省(平成21年)

新しい自立活動の実践ハンドブック 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 (平成23年)